

車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル

いずみ観光株式会社

平成21年8月5日制定

令和5年3月6日改正

代表取締役 矢野 貴則

対応の基本

***乗客の安全確保を最優先とし、これに最善をつくす。**

***冷静沈着に行動する**

乗客の安全を確保するため

- シートベルトの着用徹底(車内での安全のしおり等により乗客へ案内)
- 非常口の設置場所及び開放方法(乗客への案内及び乗務員研修にて開放訓練)

I. 運転者の行動

1. 異常を感じた時は、ハザードランプを点灯させる。

*エンジンが停止した場合、その状態での蛇行運転・降坂走行は絶対にしない。
(トンネル内は路肩スペースが少ない為、停車すると二次事故を起こす危険性が有る為、トンネル内で故障した場合は、すぐにハザードランプを点灯させ後続車へトラブル発生を知らせます。惰性を極力活用して道路左側に寄り直近の非常駐車帯に入るようにして下さい)

2. 他の交通に支障の無いように直ちに停車する。

- (1) 空き地または路肩に停車する。
- (2) エンジン・冷暖房を止める。尚、夜間やトンネル内では全灯火を点灯する。

3. 点検の為、バスの外に出る場合

- (1) やむを得ない場合を除き、車線上には出ない。
- (2) 夜間・トンネル内では、懐中電灯を自分に当てて存在を示す。

4. 点検時に講じる処置

- (1) 三角停止表示番、発煙筒による後方防護及び輪止めをする。
- (2) 火災が発生しているかどうかを確認する。
- (3) 故障の場合、燃料・オイルが漏れていないか、その他電気系統の異常による火災の恐れがないかを点検する。

5. 4の点検の結果火災のおそれがある場合の対応

5-1

- (1) 直ちにメインスイッチを切る。その際、ドアの開放状態を確保するため、エア抜き等必要な処置を講じる。
- (2) 乗客に対して冷静沈着に車両等の状況を説明し、運転者の指示に従い車外への脱出を優先させることを徹底させる。
- (3) 乗降口からの脱出を優先し、不可能の場合、非常口、窓からの脱出を指示する。
- (4) 火災の時は、燃焼部位に近い乗客を、その他の場合は、脱出口に近い乗客から脱出させる。この場合負傷者、障がい者、高齢者子供、女性を優先させる。
- (5) 肌の露出部分は、衣類で覆うよう指示する。
- (6) 非常口や窓から脱出する際には、後方防護等の安全確認を再度行うとともに、状況に応じて乗客の協力を求めて開始する。特に、負傷者、障がい者、高齢者子供、女性が脱出を図る際には、他の乗客の協力を要請する。

***負傷者がいる時は、救出・救護を最優先とする。**

応急処置の留意点は『別紙参照』

5-2

車外への脱出後は、

- (1) 車内に取り残された乗客がいなか再確認するとともに、乗客名簿等、必要帳票類を持ち出す。
- (2) 見通しの悪い場所や追突のおそれがある場所に停車した時は、安全を確認しながら一人ずつガードレールの外側等、車線外に誘導する。
- (3) トンネル内では、最寄りの避難口を利用する。ただし火災が発生している時は風上の避難口に誘導する。

***乗客の安全を確保した後、状況に応じて初期消火に当たる。**

5-3

車外での乗客の安全確保後、110番または119番へ通報する。

- (1) 状況により乗客に通報を依頼する。
- (2) トンネル内、高速道路等で、近くに非常用電話がある場合それを優先させる。

5-4

運行管理者に事故発生を報告する。

後方防護、負傷者の救護、乗客の誘導、警察・消防への通報後に報告する。

6.4の点検の結果火災のおそれ無く(単なる故障等)かつ追突の恐れが無いときは、車内待機とする。

***負傷者がいる時は、救出・救護を最優先とする。**

応急処置の留意点は『別紙参照』

6-1

- (1) 乗客に状況を説明し、運転者の指示に従うよう徹底する。
- (2) 後席の乗客は前席に移動させ、車線側の乗客は路肩側へ移動させる。

6-2

- (1) 必要に応じ110番または119番へ通報する。
- (2) 状況により乗客に通報を依頼する。
- (3) トンネル内、高速道路等で、近くに非常用電話がある場合それを優先させる。

6-3

運行管理者に事故発生を報告する。

後方防護、負傷者の救護、乗客の誘導、警察・消防への通報後に報告する。

6-4

10分ごとを目安に状況を説明し、乗客の不安解消に努める。

II. 運行管理者及び運行事業者の行動

1. 運行管理者は、運転者からの第一報を受けた時は、

- (1) 運転者が混乱している時は、落ち着くように指示する。
- (2) また運転者や乗客が動揺しないよう落ち着いた指示を出す。

○ 事故の概要を把握する。

- ① 発生時間・場所・負傷者の有無及び怪我の程度
- ② 救急車の手配の有無
- ③ 乗客の安全確保の状況
- ④ 警察(消防)への通報の有無
- ⑤ 運転者との連絡方法を確認する。

○ 運転者への指示(再確認)

- ① 負傷者がいれば救急車の手配等、人命救助を優先させる。
- ② 乗客の安全確保が出来ていない場合にはその実施。

○ 運転者への指示(再確認)

- ③ 後方防護等2次災害の防止に努める。
- ④ 警察(消防)からの指示事項がある場合これを的確に伝える。
- ⑤ 運転者との連絡方法を確認する。

2、運行管理者は、上司及び本社へ報告する。

3、運行管理者は運輸支局及び共同運行会社等関係者へ速やかに連絡を入れる。

4、対策本部の設置

運行事業者は、次に該当する事故が発生した場合、対策本部を設置する。

- (1) 車両火災が発生した場合。
- (2) トンネル内事故が発生した場合。
- (3) 事故の規模または社会的影響が大きい事故が発生したとき。

5、運行事業者は次の救援体制をとる。

- (1) 現場付近のバス会社、共同運行会社等に救援車を依頼する。
- (2) 状況により付近に自社の後続車・対向車があれば、現場付近に待機させ、情報収集を指示する。
- (3) 救援車の手配が整ったら現場に連絡する。
- (4) 待機時間が長時間に及ぶ恐れが有る場合には、
 - ① 食料、飲料を確保する。
 - ② 休憩所の確保・毛布、タオル等を手配する。
 - ③ 代替交通機関、宿泊施設等を手配する。

6、運行事業者は負傷者が発生した場合には、

- (1) 住所、氏名、連絡先等を確認する。
- (2) 搬送先、負傷の程度を確認し、家族等へ連絡する。

7、乗客の連絡先及び携行品等の確認

- (1) 住所、氏名、連絡先等を確認する。
- (2) 滅失、損傷した物品等を把握する。

応急処置の留意点

運 転 者	
基 本 動 作	留 意 事 項
<p style="text-align: center;">負傷者がいる場合</p> <p>(1) 乗客に医師、看護師がいるかどうかを呼びかけ、協力を要請する。</p> <p>(2) 他の乗客にも協力を要請し、救急車を手配すると共に応急手当を行う。</p>	<p style="text-align: center;">救急車・医師が到着するまでの応急手当</p> <p>(1) 負傷者の観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識があるか(話しかけてみる) ・呼吸しているか(胸の動き、頬を口や鼻に近づけてみる) ・出血(どこから、どの程度出血しているのか見る。) ・嘔吐しているか(口・喉等に汚物があるかどうかを確認する。) ・その他、身体の一部が変形していないか局所に強い痛みを訴えていないか確認。 <p>(2) 応急手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・止血(激しい時は、出血部位より心臓に近い上腕、股の付け根などを三角きんやハンカチ等で血が止まるまで強く縛る) ・意識のない場合・嘔吐の場合(のどに物が詰まって窒息しないように)横向きに寝かせ安静にさせる。 ・頭部や頸部に損傷がある場合、そのままの姿勢で救急車の到着を待つ。 ・心肺停止状態にある時は、乗客の協力を求め人工呼吸・心臓マッサージを行う。 <p style="text-align: center;">*ダメージの大きい負傷者を優先する。</p>